

山梨県立中央病院ドクターヘリ運航業務委託仕様書

この仕様書は、地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院（以下「甲」という。）が行う救急医療用の医療機器などを装備したヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）の運航業務を運航業者（以下「乙」という。）に委託するにあたり基本的な仕様を定めるものである。

1 委託業務

甲は、ドクターヘリを用いて、消防機関・医療機関等からの出動要請に基づき、甲の医師及び看護師を同乗させて救急現場等に向かい、現場から甲又は他の医療機関への到着以前に、患者に救命医療措置を行う搬送業務（以下「本業務」という。）を行うため、ドクターヘリの配備と運航業務を乙に委託する。なお、本業務は、年間を通して中断のない(甲が認めるやむを得ない事情を除く 365 日)救急患者搬送等を行うものとする。

乙は、ドクターヘリの確保及び本業務を行うにあたり本仕様書の規定及び次の法令等を遵守するとともに、甲の指示に基づき、誠意をもって本業務を安定的に遂行するものとする。

- (1) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）その他の関係法令に定めるもの
- (2) 「救急医療対策事業実施要綱 第 6 ドクターヘリ導入促進事業」（昭和 52 年 7 月 6 日厚生労働省医発第 692 号制定、平成 31 年 4 月 18 日医政発 0418 第 16 号一部改正）
- (3) 「ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針について」（平成 13 年 9 月 6 日付け指第 44 号 厚生労働省医政局指導課長通知）
- (4) 「運航会社および運航従事者の経験資格等の詳細ガイドライン」（平成 15 年 5 月 22 日(社)全日本航空事業連合会ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会）

また、山梨県は山間へき地が多い内陸県で、日常生活圏は国中地域と富士・東部地域に二分されていること、高次医療施設は国中地域にあるという地理的要因があることから、ドクターヘリ導入後は県民に等しく高度な救命救急医療を提供するため、県下全域を対象とした救急患者搬送等に迅速かつ安全に対応すること。

2 委託期間

- (1) 委託期間は、契約の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。なお、ドクターヘリの運航開始予定日を令和 5 年 4 月 1 日とする。
- (2) 委託期間前に乙はドクターヘリの実機を用意し、甲の準備が整い次第医療機器等の搭載検証、医療関係者への安全教育等を行うものとする。

3 運航圏域

ドクターヘリの運航範囲は、原則として山梨県全域とする。ただし、平成26年7月29日締結の「神奈川県、山梨県及び静岡県ドクターヘリの広域連携に係る基本協定」に基づく運航及び災害時の運航はこの限りではない。また、山梨県又は他県の医療機関及び消防機関等の要請があるなど、特に必要があると認められる場合は、「ドクターヘリ運用要領」及び「ドクターヘリ運用マニュアル」（以下「運用マニュアル等」という。）に基づき、甲乙協議のうえ対応するものとする。

4 運航時間

運航時間は、原則として8時30分から日没までとする。ただし、季節別運航時間等の詳細については、別紙1によるものとする。

5 駐機場所

(1) 常駐場所

運航時間におけるドクターヘリの常駐場所は、甲の屋上ヘリポートを使用する。また、運航業務に従事する操縦士、整備士の待機室及び運航管理者の通信センター等は甲が提供する。

(2) 待機基地

ドクターヘリの点検整備を行う場所、風雨雪避雷のための避難場所、基地病院への消防防災ヘリコプター等の飛来時におけるドクターヘリの移動場所、夜間停泊させるために使用する場所等、これらに使用する離着陸場及び格納庫並びに燃料給油施設は、乙が提供する。

6 ドクターヘリの運航及び運航管理

(1) 乙は、国土交通省地方航空局の認可する乙の運航規程に基づき、運用マニュアル等に従い、安全運航の可能な範囲において本業務を忠実に履行するものとする。本業務に供するドクターヘリの飛行方式は有視界飛行方式とし、有視界気象状態の下において運航するものとする。なお、天候不良等の不可抗力、その他乙の責めに帰すことができない事由により、乙が運航を中止すべきと判断し申し出でが有った場合、甲乙協議のうえ甲はその安全指示に従うものとする。

(2) 乙は午前8時30分までにドクターヘリ要請に備え待機するものとする。ただし、天候不良等の場合は、その都度、乙はその理由を甲に通報し待機場所及び体制の指示を受けるものとする。なお、運航の可否及び機体の安全確認については、運航管理者及び操縦士の判断によるものとするが、甲乙協議のうえ、甲はその判断に従うものとする。

(3) ドクターヘリ要請による出動後は、次なる要請に備えるため、燃料補給を行ったうえで、甲の屋上ヘリポートで待機するものとする。ただし、機材損傷等が予想される悪天候時は、乙はその理由を甲に通報し、待機場所及び体制の指示を受けるものとする。

- (4) 運航時間終了後、甲の屋上ヘリポートから待機基地に移動し、機体の点検・整備を実施するものとする。
- (5) 乙はドクターヘリの運航管理について責任と義務を負うとともに、ドクターヘリ運航に伴い発生したトラブルは、甲乙間で協議し対応するものとする。また、航空法、その他法令に基づく本業務に必要な監督官庁への申請及び許認可取得等の事務について、これを履行する。

7 ドクターヘリの配備及び維持管理等

- (1) 乙は年間を通じて、甲が認めるやむを得ない事情を除く 365 日間運航できる機数を保有していること。ただし、運航会社が共同運航の場合は、合計機数により運航が可能であれば差し支えない。
- (2) 本業務の運航開始予定日前に消防機関等との実機訓練を行うため、甲乙協議のうえ設定された実施日までにドクターヘリの配備が行えること。
- (3) ドクターヘリの定期点検整備や不具合発生時の整備作業等により当該機体が運航不可能な場合に代替機を配備できること。
- (4) 故障などの突発的な事由によりやむを得ず契約ヘリコプターの運航を休止した場合は、直ちに甲に通知し速やかに修理を行うものとし、48時間以内に運航を再開すること。ただし、48時間以内の運航再開が困難な場合にあっては、代替機を手配し72時間以内に運航を再開すること。定めた時間内に運航再開できない場合は委託料金の減額を行うこととする。
- (5) ドクターヘリの日常点検及び保守点検等の整備作業に必要な部品、資機材並びに航空燃料及び潤滑油等の調達は、乙の責任において確保する。
- (6) 乙はドクターヘリ及び付帯施設等を国土交通省地方航空局の認可する乙の整備規程に基づき良好な状態を維持するものとする。

8 場外離着陸場の確保

- (1) 場外離着陸場については、山梨県及び消防機関等の支援を受け、甲及び乙協力のうえ確保に努める。
- (2) 乙は、航空法第79条ただし書き適用の場外離着陸場、同81条の2適用の緊急離着陸場及び地域の離着陸場を調査し、航空法に基づく場外離着陸場の申請、許可取得事務及び緊急離着陸場の台帳整備を行うものとする。

9 ドクターヘリの基本仕様

ドクターヘリの機種については、以下の要件を満たすこと。

- (1) ドクターヘリによる騒音、風圧、狭隘地、高速道路の本線上等への離着陸を考慮し、概ね全長13m程度、全幅11m程度のヘリコプターであること。
- (2) 双発タービンエンジンを装備したヘリコプターであること。
- (3) TA級に準じた運航が可能であること。
- (4) 十分なキャビンスペースがあり、搭載重量に余裕があれば担架搬送2名の患者

を収容できること。

- (5) 収容患者に対して使用する医療機器を搭載し、飛行中に使用可能なこと。
- (6) 操縦士・整備士が搭乗する前席を除き、搭載重量に余裕があれば患者用2名及び医師、看護師用等の2名分の座席の計4名又は、患者用1名及び医師、看護師用等の3名分の座席の計4名が搭乗可能なこと。
- (7) 基地病院ヘリポートが第1種中層住居専用地域であることから、周辺部への騒音軽減に十分な配慮がなされている機種であること。
- (8) 悪天候急変に伴う安全回避策が講じられる航法計器が装備されていること。
- (9) GPS（全地球測位システム）を備えていること。
- (10) エアコンディショナーが装備されていること。
- (11) 搭載用又は機体装備医療機器用の専用電源接続口が設置されていること。
- (12) 冬期の日没後等の運航を考慮し、操縦計器に影響を与えないような客室照明を備えていること。
- (13) 冬期の日没後等の運航時における安全向上のために、サーチライト又はセカンドランディングライトを備えていること。
- (14) 地上に向けて放送できるラウンドスピーカーを備えていること。
- (15) 搭載する人工呼吸器に2時間以上、100%酸素を供給できるシステムを備えていること。
- (16) 酸素及び医療用ガスアウトレット
 - ①メインシステム（機体に固定）
 - ②ポータブル酸素（500ℓボンベ）
 - ③酸素アウトレットは、3系統以上
 - ④吸引アウトレットは、2系統以上
- (17) 電源は、AC 100V～115Vのアウトレットを最低2系統、DC 28Vを1系統備えていること。
- (18) 心電図モニター（呼気ガス CO₂ モニター、パルスオキシメーター、血圧計の内装型）が固定できること。
- (19) 除細動器が固定できること。
- (20) 人工呼吸器（ポータブル）の設置位置が配慮されていること。
- (21) 点滴ポンプが固定できること。
- (22) 点滴用フックは4箇所以上であること。
- (23) 保育器の固定が配慮されていること。
- (24) 機内において患者の身体が十分に観察可能で、救急医療に必要な医療機器の搬入および操作が可能であること。
- (25) 一般の患者に加え、妊産婦の収容や、保育器等の搬入が可能であること。
- (26) 事業遂行に十分な航続距離を有すること。
- (27) 高度な医療機器や救急医療品の搭載が可能で、かつ、ヘリコプターの計器等がこれらからの干渉や影響を受けないよう改修されていること。また飛行中の機内において医療行為が可能であること。

10 運航従事者

- (1) 運航従事者として、(2)の要件を満たす操縦士5名以上、整備士5名以上、運航管理担当者3名以上が在籍していること。
- (2) 乙（共同運航会社を含む。）は、ドクターヘリを運航するために、甲に次に掲げる必要な要件を満たす職員（以下「運航従事者」という。）を通年出勤させるものとする。

① 操縦士 1名

- ・ 1,000 時間以上の機長時間（このうち、500 時間以上はヘリコプター機長であること）。
- ・ 500 時間以上の実施する運航と類似した運航環境 における飛行時間。
- ・ 当該型式機による以下の飛行時間。
 - イ. 当該操縦士がドクターヘリの機長として 30 回以上の出動の経験を有する場合
30 時間以上
 - ロ. イ. 以外の場合
50 時間以上
- ・ 救急医療用ヘリコプター操縦士の乗務要件等に関する改正（平成29年6月19日）により航空局が定めたドクターヘリ操縦士の訓練（任用訓練及び定期訓練）及び能力確認によって、ドクターヘリ運航会社がその適正を判定された者。
※「類似した運航環境」とは、海、山、交通量の多い都会などの地形学的な特徴が類似した運航環境を指す。

② 整備士 1名

5年以上の実務経験と、その内3年以上の確認整備士経験を有する者。

③ 運航管理者 1名

運航管理担当者として2年以上の実務経験を有する者又は、同等の知識と技能を有すると認められる者。

- ④ すべての運航従事者は、有効な航空技能証明書等を有し、救急患者の搬送に関し、相当の知識及び経験を有すること。また、原則として日本航空医療学会等が開催するドクターヘリ講習会を終了していること。

1.1 保険の付保

乙は本業務の履行にあたり、次のとおり航空保険及び搭乗者保険等を付保するものとする。

- | | |
|------------------------------|---|
| (1) 機体保険 | 後続機購入必要相当額 |
| (2) 第三者・乗客包括賠償責任保険 | 限度額 50 億円程度 |
| (3) EMS 総合賠償責任保険 | 搬送患者：限度額 5 億円／1 件程度
第三者被害見舞金：限度額 50 万円／1 件程度 |
| (4) 搭乗者傷害保険
(乗員を除く全ての搭乗者) | 死亡保険 5,000 万円 医療日額 20,000 円
ただし、搭乗医師及び看護師については、死亡保険 1 億円以上付保 |

1.2 諸設備等

本業務を実施するために必要な次の設備や機器等のうち、乙の負担分については、乙において調達、設置（準備）及び維持管理をするものとし、その費用は委託経費に含めるものとする。なお、以下に掲げる項目以外に必要な設備や機器等がある場合は、甲乙協議することとする。

(1) 甲の負担

- ① 甲のヘリポート、運航従事者のうち、操縦士及び整備士の待機室、運航管理者の通信センターの設置及び維持管理
- ② ドクターヘリの簡易整備等を行う場合の電源、整備用具等の収納施設
- ③ 本業務に必要な通信施設（無線設備、インターネット設備）の利用が可能な設備工事（アンテナ、アンテナケーブル配線、LAN 配線、電源）
- ④ インターネットの利用環境整備及び利用料
- ⑤ 電話機及びその施設（専用外線電話番号、専用外線ファックス番号、院内内線番号）
- ⑥ 搭載用医療機器・機材、医療用消耗品等の調達、補填と維持管理
- ⑦ 本業務において発生した他空港等へ着陸した場合の着陸料、施設使用料
- ⑧ その他、甲の負担が適当と認められる事項

(2) 乙の負担

- ① 乙のドクターヘリ及び代替機に係る全ての運航費及び整備費
- ② 甲に設置する無線機、ファクシミリ、コピー機、気象情報収集端末パソコン、航空情報用端末パソコンの配備及び維持管理
- ③ 待機基地における離着陸場、燃料給油所、格納庫の維持管理
- ④ 運航業務に必要な機器、機材、消耗品等
- ⑤ その他、乙の負担が適当と認められる事項

1.3 安全管理

- (1) 乙は、ドクターヘリが円滑に活動できるよう、運航の安全管理、飛行計画の届出、航空法に基づく各種申請、飛行日誌及び整備日誌等の管理保管、気象及び航空情報の収集及び分析など、運航及び整備に関し必要な安全管理業務を行う。
- (2) 乙は、患者搬送の安全対策に関する組織又は担当部署を有し、運航従事者に対して適切な安全教育又は研修を実施する。
- (3) 乙は、次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、運航従事者に常に周知する。
 - ①搭乗する医師及び看護師との連携
 - ②搭載する無線設備の運用
 - ③ドクターヘリ及び積載する資器材の滅菌又は消毒及び保守管理
- (4) 乙は、ドクターヘリ運航の安全対策に関し、次の体制が確立されているものとする。
 - ①待機業務における人員と機材の適正な配置
 - ②自社専用無線通信による飛行計画の伝達と飛行状況の常時監視
 - ③確度の高い運航予測と飛行可否の判断
 - ④場外離発着場の事前選定及び安全確認

1.4 その他の業務

- (1) ドクターヘリ出動記録簿の作成
- (2) ドクターヘリ業務に関する会議、打合せ等に参加し、ドクターヘリ運用に関する連絡調整等を行う
- (3) ドクターヘリ搬送にかかる消防機関及び医療機関等との訓練等の業務

1.5 その他

この仕様書に定めのない事項のうち、本業務に必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

月別ドクターヘリ出動要請受付終了時刻

年 月 日		日没時刻 (半月別最早)	半月別受付 終了時刻
4 月	上旬(月初～14日)	18:07	17:30
	下旬(15日～月末)	18:19	17:40
5 月	上旬(月初～14日)	18:32	18:00
	下旬(15日～月末)	18:44	18:10
6 月	上旬(月初～14日)	18:56	18:20
	下旬(15日～月末)	19:03	18:30
7 月	上旬(月初～14日)	19:06	18:30
	下旬(15日～月末)	18:51	18:20
8 月	上旬(月初～14日)	18:36	18:00
	下旬(15日～月末)	18:15	17:40
9 月	上旬(月初～14日)	17:55	17:20
	下旬(15日～月末)	17:31	17:00
10 月	上旬(月初～14日)	17:12	16:40
	下旬(15日～月末)	16:52	16:20
11 月	上旬(月初～14日)	16:40	16:10
	下旬(15日～月末)	16:33	16:00
12 月	上旬(月初～14日)	16:32	16:00
	下旬(15日～月末)	16:34	16:00
1 月	上旬(月初～14日)	16:43	16:10
	下旬(15日～月末)	16:56	16:20
2 月	上旬(月初～14日)	17:13	16:40
	下旬(15日～月末)	17:27	16:50
3 月	上旬(月初～14日)	17:41	17:10
	下旬(15日～月末)	17:53	17:20

日没時刻の拠出 = 国立天文台

(甲府：標高：0.0m / 緯度：35.6667° / 経度：138.5667°)